

開会の日 令和2年9月14日(月)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	住 田 清 美
副委員長	高 原 邦 子
委員	葛 谷 寛 徳
委員	籠 山 恵 美子
委員	前 川 文 博
委員	上ヶ吹 豊 孝
委員	小笠原 美 保子

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
教育長	沖 畑 康 子
総務部長	泉 原 利 匡
総務課長	岡 田 浩 和
総務課行政係課長補佐	下 通 剛
総務課人事給与係長	中 垣 由 香
税務課長	渡 邊 康 智
税務課市民税係長	宮 垣 津 治 美
税務課資産税係長	蒔 田 善 巳
企画部長	岡 部 浩 司
総合政策課長	三 井 大 輔
総合政策課政策企画係長	土 田 治 昭
市民福祉部長	藤 井 弘 史
子育て応援課長	今 村 安 志
子育て応援課保育園係長	中 垣 浩 太 郎
市民保健課長	花 岡 知 己
市民保健課健康推進係長	後 藤 和 宏
市民保健課市民係課長補佐	川 上 聡 子
市民保健課課長補佐	清 水 弘 子
消防長	中 畑 和 也
消防本部総務課長	堀 田 丈 二 郎
病院管理室長	佐 藤 直 樹

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村 賢 一
書記	水 上 時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件

議案第94号	飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第95号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
議案第96号	飛騨市税条例の一部をを改正する条例について
議案第97号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第98号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第99号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第100号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第101号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
議案第102号	飛騨市特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準定める条例の一部を改正する条例について

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長 (住田清美)

ただいまから、第11回総務常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

当委員会に付託された案件及び協議事項は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長と呼び、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますよう、また議題外や議題の範囲を超えることのないようお願いいたします。なお、執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いします。

それでは、早速付託案件の審査を行います。

◆1. 付託案件審査

◆議案第94号 飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

はじめに議案第94号、飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (住田清美)

泉原総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長 (泉原利匡)

それでは議案第94号、飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。新旧対照表をごらんください。新型コロナウイルス感染症患者等に対する国家公務員の防疫作業対応を受け、人事院規則の改正により、新型コロナウイルス感染症に対する防疫等作業手当を支給されることに伴い、同規則に準じ、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業を行った職員に対して支給するため、第2条に感染症防疫作業手当を追加するものです。感染症作業手当は、第12条で感染症防疫作業に従事する職員が感染症が発生し、または発生する恐れがある場合において感染症患者もしくは感染症の疑いのある患者の救護または病原体の付着した物件もしくは付着の危険のある物件の処理作業に従事したときに支給するものです。この手当の額は、従事した日、1日につき4,000円を超えない範囲で市長が定めるものです。施行日は交付の日で令和2年8月1日

から適用するものです。支給の対象となる措置は3つありまして、1つ目に感染症患者または感染症の疑いのある患者の救護で想定される作業は市民病院・診療所における診察、病院や自宅からの搬送作業などです。2つ目は、病原体の付着した、または付着の危険性のある物件の処理作業で、想定される作業は、市民病院・診療所における診療後の処理作業、病院や自宅からの搬送後の処理作業などです。3つ目にその他市長が認める緊急的に行われた措置に係る作業でワクチン接種や後方支援施設での作業などが想定されます。感染の疑いのあるものであるかの判断は病院・診療所では医師が判断し、消防業務については搬送者の状況や搬送先の医師の意見を総合的に判断することになると考えております。支給金額は、緊急的に行われた措置は1日につき、3,000円で身体に接触または長時間、1時間以上でございますが、の作業につきましては、1日につき、4,000円としており、とくに病院・診療所では事務職、看護師、技術職員、医師が関わり、作業内容にも差があるため想定される作業に応じて差をつける予定です。支給は、実績手当となるため翌月の報告で確認をしますが、この作業が該当するか否かについては手当ての主旨にそって県や総務省に確認をとり適正に対応する予定です。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより審議を行います。質疑はありませんでしょうか。

○委員（高原邦子）

適用日が8月1日になっております。これは、さっき次の月に届け出たり、報告するというのを言ってみえましたが、どうして遡った8月1日からの適用日ということなんでしょうかということで、もうそういったところに触れられた方がいるのかとか、心配になってしまったんですが、どういう意味でしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

適用日についてでございますが、8月上旬に支給対象となる作業の基本的な考え方の統一が図れたということで、さらに、7月31日には県では第2波非常事態に対する緊急対策として、PCR検査を積極的に実施するとともに、十分な病床、後方施設の確保を打ち出されたことから、7月中までは対象事例がないこともあり、適用日を8月1日とすることにいたしました。

○委員（前川文博）

先般、一般質問でもさせていただいたんですけども、前回、濃厚接触の定義を伺って、そのときには濃厚接触に該当する人はいないのでという話もあったんですが、今回そのときにお願しました規定、規則ですか、こっちも出してもらって見ているんですが、濃厚接触云々ということは、この手当には関係なく、感染者または疑いがあれば出るといふことの理解でよろしいんでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

委員、おっしゃるとおりでございます。

○委員（前川文博）

わかりました。そこはちょっとこの間からもやもやしていた部分なんですけども。あと今3,000円、4,000円という上限金額の話があるんですけど、この一日に3,000円を超えない範囲で市長が決める額となっておりますが、これはどこで決めて、これ職員ですよ、のほうにはどのように明示をしていく予定なんですか。

□総務課長（岡田浩和）

その金額の内側の部分につきましては、現場とのすり合わせのうえで、職員のほうで決裁をとりまして、決定をしていきます。周知につきましては、総務課のほうを通じて職員に通知をさせていただきます。

○委員（前川文博）

今、現場とのすり合わせをしてということでしたが、まだこれはどのようなふうになるということはできてないんですか。

□総務課長（岡田浩和）

8月上旬におきまして、病院ですとか消防職員と打ち合わせを行いまして、事例につきましては確定をしているという状況です。

○委員（前川文博）

事例については確定しているということであれば、例えば、どのような事例があつて、どういうふうに分けているのか、そのへんは教えてもらえますか。

□総務課長（岡田浩和）

ひとつの例を申し上げますと、疑い患者の方の対応した場合ということですが、検体の採取、あるいは気管挿管、内視鏡検査等においた場合の例えば、医師・看護師につきましましては、体に接触するということでの4,000円というようなものでございます。

○委員（前川文博）

それはここのかっこ書きにある体に触ったとか長時間対応したという方が、4,000円を超えない範囲で市長が定めるところの話であつて、3,000円を超えないほうの話ですね、こちらのほうはどのようなランク設定をされているのかそれをお伺いしたいと思います。

□総務課長（岡田浩和）

外来の患者の方の場合ですと、外来の方で疑いがあつたという場合ですと、診察処置等につきましては、医師・看護師を3,000円というふうに想定しております。また疑い患者の方で、短時間での作業というような場合がある場合に、放射線科ですとかあるいは医療連携室、管理課等における職員の方は2,000円というようなことを想定

しております。

○委員（前川文博）

そうすると、手当は2,000円、3,000円、4,000円の3種類でいくというところで考えておけばよろしいですか。それ以外、例えば、受付で話をしたとかそういった方々も管理関係で2,000円というふうですね。そういったふうな考えでよろしいのでしょうか。

□総務課長（岡田浩和）

疑い患者かどうかというのは医師が特定していくわけですが、その中の業務で疑い患者の受付、会計業務がある場合に、受付の方ですとか会計担当の方には1,000円ということ想定しておりますので、1,000円、2,000円、3,000円というような段階をつけております。

○委員（前川文博）

ちょっと詳しく聞くとそうやって細かく教えていただけるんですけど、先ほど3,000円の中でどういうふうに分けしているかといったときに、3,000円と2,000円は出てきたんですけど、私が今ここを深くつっこんだらやっぱり1,000円という話も出たんですけど、そのへんは何か言えないようなことがあったんですか。全部言っていればそれでいいんですけど、要は3,000円はどういうものがありますかということ聞いたのに、全て答えていただけなかったの、そのへんは何でしょう。

□総務課長（岡田浩和）

申しわけございません。いっぺんにご説明させていただければよかったです。段階的なこのようなものをつくっているというのが事実です。なお、今後、今は想定の手務でございますので、やはり限定的に今、業務内容だけを申し上げることが非常に難しい状態ということですので、そのようにご理解いただければというふうに思います。

○委員（前川文博）

わかりました。この金額については、1,000円、2,000円、3,000円、そして長時間なり体に接触ですね、注射をすとかそういった方が4,000円ということでの内容については、細かくわかれるということで、要は手当も不平等ということですね。そこはないのかなというふうには思いました。それから病院で疑いがあると医師が判断した場合には、そのときの患者、関係した職員が対象になるんですけど、これも一般質問でちょっと聞いたんですけども、後ほどわかった場合、今、濃厚接触は2日前までしか遡らないというところもなっているようなんですが、最長何日くらいあとに対象者というふうなことがわかるということ想定されていますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務課長（岡田浩和）

今ほど議員おっしゃられましたように、2日間ということはあろうかと思えます。今の無症状病原体保有者の方が仮にかかられた場合に、その後に症状が発症されて濃厚接触者として病院の職員になるということがあればなってくるわけですが、そこが何日かというところまでは、今のところ限定的に申し上げることは難しいというふうに思っています。

○委員（前川文博）

今度ちょっと消防関係のことでお伺いします。救急車で搬送時なんですけども、救急車には職員が2名、3名乗車ですかね。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務課長（岡田浩和）

3人体制で救急に向かわれますので、ドライバーと中に2人という体制になります。

○委員（前川文博）

ドライバーと後ろの患者対応の2人ということなんですが、その3名は同じ扱いでいわれますか。

□総務課長（岡田浩和）

状況によりかわるかと思っております。やはり病状が重い方の場合に、ドライバーの方も含めて3人体制でストレッチャーに乗せられる場合に、今の方が感染が疑われる場合ということで3人の職員が対象になるかと思えますし、患者さんの状況のよって2人で行けるという場合には、ドライバーの方は対象にならないというふうに考えております。

□消防長（中畑和也）

補足させていただきます。ただ今3名と言いましたが、状況によりましては4名出動もあり得ます。できるだけドライバーには患者に触らないように、感染しないような状態をつくらせ、後々の防御着を脱いだりするときの補助とかそういうものにあたるためです。ドライバーは基本的には患者に接触はしません。3人必要だと思えば、後ろの隊員を最初から3名で防御着を着せて出す予定にしております。

○委員（前川文博）

今の話なんですけど、ドライバーは基本的にこの後ろのエリアには関わらないということなんですけど、同じ車の中で移動しますし、たしかシートか何かで対策はしてあるということはお聞きしたんですが、そうすると、例えば、ドライバーは1,000円だけでも、後ろのほうでやった人は3,000円になるとかそういった区分のわけになることですか。

□消防長（中畑和也）

ドライバーは基本3,000円で、後ろが4,000円というふうな金額設定にして

おります。

●委員長（住田清美）

ほかにございませんか。

○委員（籠山恵美子）

今、縷々説明を聞いていまして、あまりにも細かくて、それをひとつひとつ医療現場で誰がきちんとチェックして間違いなく手当が出されるのだろうか。あるいは、要するに国が決めた防疫の体制ですから、国がまた臨時交付金かなんかしてくるんでしょ、この手当は。それまたあとで答えてもらいますけど。わかりやすい体制がとれるはずではないかという気がしてならないんですね。つまり、飛騨市でも発熱外来ができましたね。市民病院でも診療所でもやるようになったわけでしょう。そうすると、発熱外来に輪番制かもしれないけど、発熱外来を担当する医療関係者、あるいは救急のほうの消防士のほうも含めてでしょうけれども、その方々は飛騨市に今、感染者がないけれども、感染症の患者もしくはその疑いのあるものの身体、何とかかんとかという二股にわかれていきますよね。その感染者あるいは感染者の疑いのある、つまり熱がでました、味覚・嗅覚障害があるのでちょっと心配ですと来た患者さん、多分二筋にわかれてくると思うんですけど。ですけど結局、国の手当というか、国が決めた防疫体制のやり方というのは、感染防止のための作業を日々している医療関係者と実際に感染者らしい人が来たときの搬送というのは、飛騨市はPCR検査やっていませんから、搬送してもらおうと消防署の仕事になるわけですよ。そういうことで言うと、発熱外来にそこに担当した医師・看護師あるいはその他関係者は、きちんと最低3,000円手当が出ますよ、それならわかりやすいですよ。だけど事務は、2,000円ですよとかですね。今のだとそれをひとりひとり誰がこうやって持って、だれがチェックするんですかという話ですよ。あとは医療関係者、看護師さんやお医者さんの自己申告にゆだねちゃうのかね。そのあたりがせつかく国から出る手当ですから、もっとわかりやすくして、その分現場で働く医療関係者が安心して、当番に当たってもちゃんと最低手当は出るんですよ、だからがんばろうとか、精神的苦痛だしリスクも高いけれども、ちゃんと手当してもらえんだというバックがあるからがんばれるんだと思うんですよ。今のだとこれだけ1,000円、2,000円、3,000円、4,000円、誰が日々チェックするのか、それは正確にちゃんと関係者のところに手当としていくのかどうか、そのあたりは整理されているんですか。

□病院管理室長（佐藤直樹）

今ほどのご質問ですが、現場としましては、発熱外来相当の対応の部分についてですけども、専任でそこに人をあてがえないから、発熱外来として全く別のものとしての対応はしていないというのが実情です。そういう対象の患者さんがみえたときに、救急の当番の先生とか看護師もそういった対応するという意味では、議員さんご指摘のような対応も不可能でもないのかなと思うんですけど、ただ受付業務も含めまして誰がどう対

応するののかというのが、正直いろんな患者さんが来る中でそういう対応が必要な患者さんがみえるということなので、なかなか特定ができないと。特定ができない中で、ただ対応する業務によって全く3,000円、4,000円の二本立てとかそういうのでは、むしろ不公平になるだろうということを考えて、これ病院長と看護部長と事務のほうでかなりつめて考えた結果、いくつかの段階にわけの必要があるだろうという結論に至ったわけです。実際問題として感染者が出ていない中で、ただ疑い患者というかたちの方というのは、今までも数名でています。そういった対応の中で基本的には、全ての職員が、いつそういう患者がきてもいいように防御体制をとって対応しているので、実際に直接的に感染してしまうとか、もし患者さんがいた場合に、そういったことのない体制はできています。そんな中での手当という部分ですので、今回はこういったかたち。病院ですと疑い患者にしてもCTとか血液検査、そういったものは病院でもできますので、そういう対応をした段階でまさしく疑い患者として対応すべきだと、肺炎像があるとかそういうのを確認した段階から疑い患者というかたちをとるように考えております。

誰が把握するののかということですが、こちらに関しては基本的にそういったかたちで絞り込まれていくので、かなり実際の疑い患者となる方も少ない状況じゃないかということも見込んでおります。また記録表なりをちょっと今から準備をしていくつもりをしておりますので、そういったところをご理解ください。

○委員（籠山恵美子）

多分、CT使ったり、血液検査するところまで踏み込むと、それはもう防疫検査ではなくて診断になるというのが、医学界の見解だと思いますよ。ですから、そうなったらもうPCR検査以上、その先の診断、医療になると思いますから、そこはちょっと外して考える、この条例は前段階の手当だと思いますけれども。例えば、民間の私のかかりつけのクリニックの先生の話を知ったり、看護師さんの話を聞くと、そんなに難しいことではない、熱が今、大体予約制にしていますからね、コロナ対策で。だから熱が出たんですという電話があったら、看護師がその状況を知り、まず来てください、駐車場に止め置き、その日の発熱外来の担当を看護師さんの誰かに決めておいて、その人が問診票をもって駐車場に駆けつけると。そこで窓を開けてどんな状況ですかと問診票に書き込むと。それをもとに先生の判断を仰いで、久美愛病院とか保健所のほうに行ってみてください、あるいは単なるインフルエンザなのかもしれないとなったら、また別のルートなり何なりを決めて診察をするということまですっきりやっているんですね。ですから、市民病院だって診療所だってさらにすっきりやれるはずですから、そういうことから言ったらそのとき当番制をついたら、医師・看護師は、発熱外来で電話なり患者さんに対応したら、その人たちにはちゃんと手当をするという、そういうふうにするすっきりできないんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□病院管理室長（佐藤直樹）

ご指摘いただいたようなかたちは、非常にすっきりするかと思います。ただ現場としましても、本当に職員全てが緊張と不安とそういった中で対応しているは事実なんです。ですから、逆にCTとかの画像とかで判断をして、それでもやっぱり心配な患者さんだねとなったときに、その患者さんに対応した人に手当をするというかたちがむしろ平等ではないかと。病院としては、そういう機材がある以上、機材を使って判断してそこで手当に結び付けてというのが、むしろ職員に対しても平等になるのではないかというふうに考えております。ただやみくもに出すというわけにはいきませんので、そのへんもご理解いただきたいと思います。

○委員（籠山恵美子）

この手当は、コロナ対策に従事する医療関係者のリスクを少しでも減らそうということの思いもあるでしょうから、医療関係者間の平等、不平等だけで論じる話ではないような気がするので、やっぱりきちんとある程度さっき表つくって言いましたっけ、判断できる表をきちんとつくって、例えば、ABCDなんでもいいですよ、ランク別に従事したボリュームとかリスクの高さとか、そういうのを別にきちんとわけてすっきりと、だからこの方は1日、1,000円なんだな、こういうことは4,000円の範囲なんだなということがわかりやすくやっていただければ、私たち議員も別にあーだこーだ心配することではないんですよ。その見通しがちゃんとつくってもらえるんですかという話です。心配なのは。

●委員長（住田清美）

いかがですか。答弁を求めます。

□病院管理室長（佐藤直樹）

その点につきましては、最初に申し上げましたように、病院長、看護部長ともしっかりと話をしたうえで決めたもので、パターンとかもいろいろと考えてしっかりと明確に支給できるような準備はしております。

●委員長（住田清美）

ほかによろしいですか。

○委員（前川文博）

もう一個教えてください。消防、病院も交代制勤務ということだとあるんですけど、1日につきというのは、1勤務という解釈でいいですか。それとも、きょう、あした、2日間かけての場合は、その日ごとということですか。

□総務課長（岡田浩和）

1勤務を単位としております。

●委員長（住田清美）

ほかには質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

それでは以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第95号 飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に議案第95号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議案第95号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。要旨をごらんください。河合・宮川乗合タクシーの使用料の改定及び稲越乗合タクシーの新設に伴う改正です。改正の内容は、令和2年10月1日から飛騨市公共交通網の見直しに伴い、既存路線の使用料改定および路線の新設を行う予定であることから当該条例について所要の改正を行うものです。1点目は、河合・宮川乗合タクシーの使用料について、両町内で移動を一律200円に改定するもの。2点目は、稲越線の減便に伴う代替交通として、稲越線沿線及び桃源郷線沿線を運行するデマンド型乗合タクシーを新設するものです。施行日は、令和2年10月1日です。以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第96号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

次に、議案第96号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長 (泉原利匡)

議案第96号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。要旨をごらんください。

本件は地方税法の改正等に伴う改正です。改正の内容は、1点目は、未婚のひとり親について婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する者について同一の控除を適用する規定を整備するものです。2点目は、人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について児童扶養手当受給者に限定しないこととする規定を整備するものです。3点目は、イベントを中止等にした事業者に対する払い戻し請求権を放棄したもののへの寄附金税額控除の適用に伴う規定を整備するものです。4点目は、住宅借入金等特別控除額控除の適用について、所得割の納税義務者が、前年分の所得税につき、新型コロナウイルス感染症特例法の規定の適用を受けた場合は、令和16年度課税分の個人の市民税まで延長するものです。5点目は、法人税における連結納税制度の見直しに伴う所要の規定、項ずれの対応を整備するものです。6点目は、新型コロナウイルスの影響で大幅に売り上げが減少した中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額について、令和3年度に限り軽減する規定を整備するものです。7点目は、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置、わがまち特例の拡充に伴う規定を整備するものです。8点目は、1本あたり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、令和2年10月1日から令和3年10月1日までのあいだに2段階にわけて、従量比例課税から本数課税に変更する規定を整備するものです。9点目は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減適用期限を6月延長する規定を整備するものです。10点目は、軽自動車税の納期を変更するものです。11点目は、障がい者に対する軽自動車税の減免対象範囲を拡充する規定を整備するものです。12点目は、徴収の猶予制度の特例の創設に伴う規定を整備するものです。13点目は、地方税の延滞金について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引き下げが行われたことに伴い、規定を整備するものです。施行日は公布の日ですが、表に掲げるものにつきましては、それぞれ掲げた日が施行日となります。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

改正条例の要旨の個人市民税関係ですけれども、未婚のひとり親について、婚姻歴の有無や性別に関わらずということなんですけれども、これは自己申請ですか。結局、こういう情報を知らなければ、なかなか未婚の方というのは把握しづらいでしょうけれども、せっかくこういう改定が出たなら、なるべく救ってあげたらいいと思うんですけれども、条例改正しても、この先どういうふうに具体的に実利をあげていきますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□税務課長（渡邊康智）

今までは籠山委員おっしゃられたように、シングルマザーの方で仮に内縁の夫とかと暮らしてみえたりする方については、本来、児童手当でも支給対象外ということで、そういった担当部局においては、そういったところまで踏み込んで調査されてみえたそうなんですけど、プライバシーに関わることで、そういったいろいろな議論を国の税制調査会とかでもされておりまして、今回婚姻歴の云々とかが排除されたことというふうに私、捉えておりますので、自己申告によって税控除処理がなされていくものと捉えております。

○委員（籠山恵美子）

今、ジェンダーの問題、この間もいろいろNHKなんかでドキュメントで取り上げられたりしていましたが、そういう同性婚で子どもを、養子をとって、ひとつの家族として営んでいるようなケースは対象になるんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□税務課長（渡邊康智）

今回の地方税法の改正については、同性婚のことを想定してあるのではなくて、あくまでも今までは離別とか死別とかという条件とか、所得の制限とかで男女差、寡婦とか寡夫という中で差があったものを公平にしようということが主旨でございますので、そのジェンダーの問題はこの議論からは外れているというふうに思います。

○委員（籠山恵美子）

例えば、以前パートナシップ制度のこと、飛騨市でも論議されているみたいですけど、飛騨市が改めてパートナシップ制度ということを実施した場合に、そういう方々は飛騨市としては対象にしてくださいませんか。それはまた別ですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□税務課長（渡邊康智）

あくまでも、一定の金額以下の所得である子どもさんを有する方ということなので、今ほどのパートナシップとかの問題とはちょっと別でないかと思いますが。

○委員（籠山恵美子）

先ほど内縁の夫という話が出たじゃないですかね。男女間で言うと、内縁の夫、云々かんぬんできて、ある程度優遇されたりするんですけども、そういうものと全く質の違うものとして対象にならないということなんですね。例えば、要するにジェンダーフリーの方が、ひとり親でもいいですよ、やっぱり子どもがほしいと、養子をもらうと。場合によっては乳児院から子どもさんを預かったりして育てる場合だってあるかもしれないじゃないですか。人の心のある方でね。そういう場合には、飛騨市に住民票をおいて暮らしている場合には、その方はどうなるのかなと思って。まだ今全然対象外ですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□税務課資産税係長（蒔田善巳）

今回の改正につきましては、地方税法によるものとしておりまして、飛騨市独自のものまでは想定されていないのが実情でございます。

○委員（籠山恵美子）

私が先走って質問してしまったかもしれませんが、地方税法の改正ということですから、この先いろいろな問題が起きてきたときには、飛騨市の問題として捉えていく、そういう受け止めでいいですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□税務課長（渡邊康智）

少し話は戻りますけれども、先ほど籠山委員さんおっしゃられた仮に子どもができない方が養子をとられたという場合で、たまたまその方が女性の方で、内縁の方もたまたまジェンダーで女性の方だったとしても、その家庭は養子にとられたそのご自身は、今の所得が一定金額以下の子どもさんを扶養する方なので、その方については、市民税のひとり親控除が適用されるのであって、もう一人の内縁の方については、二人分とれるわけではないので、あくまでも。そのような解釈でありますけれども。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（高原邦子）

ちょっと質問は絞ってやっていただきたいなと思うんですね。今ですね、これは10月からということでしたよね。それでイベントを中止してお金が返ってこないとか、例えば、オリンピック何かとか、そういうのですか、3番目の個人市民税、それを指しているのかなと思うんですけれども、こういったことを市民にわかりやすく知らしめてほ

しいなと思うんですけれども、そのへんはどういうふうに考えていますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□税務課長（渡邊康智）

（3）のイベントを中止した場合の寄附金控除のお話だと思いますけれども、実際こういった控除を受ける対象となるイベントというものは、国、文部科学省、文化庁、スポーツ庁のほうへ届出をしたものが対象になるということで、ことしの2月から来年の1月末までに開催されるイベント等で要件を満たすものが対象となるわけですが、今のところ岐阜県内で開催するものでも6イベントしか現在のところ対象になっていないのですけれども、やはりこういった制度があるということ自体をご存じないこともあられるかもしれませんので、来年の1月までに開催ということで申告期限はまだしばらくあるので、また広報等の機会を通じて周知をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員（高原邦子）

またちょっと違うんですけれども、今度は軽自動車税のほうをお伺いしたいんですけれども、（11）で、障がい者に対する軽自動車税の種別割の減免対象範囲の拡充する規定を整備するもの、これ具体的にどういったものでしょうか。例をあげていただきたいなと思います。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□税務課長（渡邊康智）

これは、先般の全員協議会のほうでも少し説明をさせていただきましたが、今まで身体障がい者の方の所有、あるいは介護される方の所有にかかる軽自動車税の減免について、本人が運転する場合とその介護者あるいは同一生計の方の運転される場合で減免の対象となるその障がいの等級の範囲が、若干介護者の場合だと軽い等級にされていた障がい内容がございました。それを本人の運転でも同一家族あるいは介護者等の運転でも同じ等級に揃えましょうというものが主な内容であります。

○委員（高原邦子）

そういったことが本当になるといいなと思っているのは、実はそういった介護する人と介護される人で違うので、本当は障がいを負っている人が運転免許を持っていないでも自分の所有のもので、この減免を受けられるはずなんですよね。そうですね。そういうことをしなくても、障がい者の名義の車でなくても、例えば、同一家族で介護をしてくださる人の名義の車も扱いは一緒になりますよということも含まれていると判断してよろしいのでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□税務課長（渡邊康智）

申請をしていただく際に車検証とかですとかあるいは障がい者の手帳であるとか障がい者の方との関係を証明する書類とかを出していただくことになっておりますので、今ほどおっしゃられたように名義が同一生計の方であっても適用されるということです。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

それでは以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時49分 再開 午前10時50分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第97号 坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

●委員長（住田清美）

次に議案第97号、坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

□企画部長（岡部浩司）

議案第97号、坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により確定している

ものですが、変更の必要が生じたので、議会にお諮りするものでございます。

新旧対照表をごらんください。変更内容といたしましては、計画の期間について元号の表記の変更のほか、表中の施設名、道路の内訳として新たに市道杉原～小豆沢線路側補修工事業を追加し、辺地対策事業債を活用し、整備を図るとともに市道杉原小豆沢線整備事業、橋梁整備事業でございますけれども、J R協議等の事業進捗を踏まえて、橋梁工事の一部が計画期間内の令和5年度以降になると見込まれることから、事業費の一部を減額するものでございます。

なお、道路の内訳は総合整備計画の参考資料の位置づけであることから議案そのものには含まれておりませんので、ご了承願います。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第98号 山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

●委員長（住田清美）

次に議案第98号、山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

□企画部長（岡部浩司）

議案第98号、山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明いたします。この計画も先ほどの坂下計画と同様に変更の必要が生じたので、議会にお諮りをさせていただくものでございます。

新旧対照表をごらんください。変更内容は、計画の期間について元号の表記を変更するほか、施設名、林道の内訳として、新たに林道と佐府線法面改良工事、林道双六～瀬戸線舗装補修工事業を追加し、地方創生等整備交付金及び辺地対策事業債を活用し、整備

を図るものとし、計画本文中に当該林道の位置づけを追記するものでございます。説明は以上でございます。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第99号 飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について

●委員長（住田清美）

次に議案第99号、飛騨市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

□企画部長（岡部浩司）

続いて、議案第99号、飛騨市過疎地域自立促進計画の変更についてご説明させていただきます。

過疎地域自立促進計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定により策定しておりますが、変更の必要が生じたのでお諮りさせていただくものでございます。新旧対照表をごらんください。

変更の内容は、朝開農産物直売施設の移転整備事業の実施にあたり、過疎対策事業債を活用するため、（2）の産業振興の本文中、関連する文書を追記し、（3）の計画の表中の事業名に（4）の地場産業の振興、流通販売施設を新たに事業立てするものでございます。

また、農業基盤整備、市町村道、林道、そのほかにそれぞれ過疎地過疎対策事業債を活用して実施する個別の事業内容を追記するものでございます。説明は以上でございます。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

この農産物直売所の整備事業が新たに加わったんですけれども、これは過疎地域自立促進事業の対象になるというのは、場所的の問題ではないんですね。場所的で言うと、あの場所は過疎地域ではないと思うんですけれども。内容ですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（岡部浩司）

この過疎地域自立促進法の関係でございますけれども、この対象範囲がですね、市町村になっておりますので、市町村の事業が全て入ることになっております。飛騨市は全部過疎地域対象に入っているということです。

○委員（籠山恵美子）

それは、農業分野のこと、事業をやるときについてはですか。ではなくて、飛騨市全体が過疎地域ですか。

△市長（都竹淳也）

過疎地域自立促進特別措置法というのがありまして、これの該当地域というのが認められるんですけれども、いろんな人口要件とかいろんなことで決まってくるんですけれども、飛騨市は全市過疎地域の指定を受けているんですが、高山市なんかは一部、高山の中心市街地は抜けているんですね。全市過疎というのは、たしか岐阜県内ではうちだけだったと思うんですけれども。これは非常にこれに指定されると特典がありまして、過疎債という非常に交付税算入率の高い起債が借りられたり、その他いろんな優遇措置があるものですから、今回これが延長になるんですけれども、延長の議論が今年度まさしくやられているところなんです、うちの場合は、全市過疎になっているおかげで、結構恩恵をいただいている。ただその中で、この計画の中に文言を盛り込んでおかないと過疎債が使えないものですから、それで今回使うことができるようにこういうのを書いている。簡単に言うとそういうことになります。

○委員（前川文博）

今、市長から話があったんですけれども、この今の飛騨市過疎地域自立促進計画というのは、これはいつまでになっているものなんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（岡部浩司）

令和2年度までが計画期間というかたちになってございます。

○委員（高原邦子）

今の過疎債がですね、もう何年も前から延長しないと本当に我々のような地域は困るということで、国へも要望活動はしているんですけれども、これは過疎債ということなんですか。措置法は、またちがうでしょ。

□総合政策課政策企画係長（土田治昭）

この過疎地域自立促進計画をつくっている期間が令和2年度、今年度までということで、まさにこの計画に沿って、計画に記載のあるものが今の過疎債を受けられるとそういうような位置づけになっております。

○委員（高原邦子）

今は「ここが過疎というなんて」という感じもあるんですけども。そうすると、やはり有利な国が出してきてくれるものを利用できるから名前だけでもあげていきましようということで、実際の話はまたこれからの話と捉えていいですか。それは、私は一般質問で言いましたけれど、国はいろんなものを出して、援助策とか出してくれますけれども、政策とかそれを決めるときは、後々の管理とかいろんなものに関するものも考えていかなきゃならないし、ましてや指定管理に出す場合、その指定管理者がですね、どこまでの本気度があるか。信念と情熱があるのか。いろんなことも考えていかなければならないんですけども、出してあげばいろんな意味でそういったことがクリアできたときに有利な過疎債の扱いができるからあげておきましょう。ですからどうか今回これ変更です、あげましたというふうに前向きなふうに捉えて大丈夫なんですかね。そのへんいかがですかね。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（岡部浩司）

おっしゃるとおり各施設につきましては、答弁させていただきましたようにその内容とかですね、将来的な負担とかそういったことも含めて検討をしていくということですけども、今回の過疎地域の計画については、これに載っていないと交付税の対象にならないということで、あらかじめ載せさせていただくということでございます。

○委員（高原邦子）

そうしますと、もっと市長ほんといろんな夢があって、いろんなものを出してこられるんですけども、このところにあげとかなければいけないものはほかにないんですか。それを聞きたいですね。

△市長（都竹淳也）

できるだけ読み込めるようにしてあるんですけども、過疎債というのは枠が結構限られていましてですね、今基盤整備事業のほうにどちらかというと中心的に道路のほうにあてていますので、ここにも出てきているんですけど、基盤整備道路関係ですね。ですから土地改良の今回、玄の子とか三ヶ区とか入ってきていますが、こういう非常に大きな事業費がかかるものは、一般財源、真水ではとても出せないの、交付税算入率の高い、交付税措置の高いものやっていく中で、ここに書いています。ほかのものもたくさんあればいいんですけども、適債性といって、要するに起債の対象になるかならないかという問題もあるので、ソフト事業や何かはなかなか適用にならなかつたりす

るんですが、ただ過疎は実はソフト事業もあるものですから、今は僕ら「過疎ソフト」と言いますが、リフォーム助成にそれをあてているんですが、そういったものも読み込めるようにしている。政策とのバランスの中でできるだけ書き込んで幅を広くとっておくという方針であります。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時04分 再開 午前11時06分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第100号 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

議案第100号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは議案第100号についてご説明いたします。一番後ろの要旨をごらんください。今回の改正の主旨でございます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律の改正より、個人番号を通知する通知カードが廃止されました。そのことに伴う改正でございます。内容につきましては、今ほどご説明いたしました法改正に伴いまして、電子証明書は搭載された個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードへの移行促進を図るため、個人番号を通知する通知カードが廃止されたことに伴い、当該通知カードの再交付に係る手数料を廃止するため、改正するものでございます。施行日につきましては、公布の日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

この通知カードが廃止されます。マイナンバーカードは相変わらず持たないと。私、その1人なんですけれども。やはりいろんな個人情報の問題や何かが全国的にいうとまだきちんとクリアされていないので、全国的にもマイナンバーカードはあえて持たないという人口も多いですよ。会社としても従業員・社員のマイナンバーカードのその管理ができないからといって会社でも持たないというところもあるものですから、これが廃止になったうえでだけでも、マイナンバーカードを持たない市民にはどういう対応で手続きできますか。証明書があれば相変わらず確定申告や何かも普通にできますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民保健課長（花岡知巳）

今後この通知カードでは、本人確認等のことができなくなります。議員おっしゃられるように確定申告なり、そういった行政サービス、行政上の申告ですとかそういったものにも確定申告とかにも使えなくなってしまうということで、今後はマイナンバーカードでないとそういった本人確認ができなくなってくるというものでございます。

○委員（籠山恵美子）

例えば、マイナンバーカードによるトラブルが起きたときの対応のマニュアルというか、そういう手順みたいなものは行政としてはちゃんと持っているのですか。

□市民保健課長（花岡知巳）

市としては、そういったマニュアルというものはとくにつくっていないんですけれども、国のほうからはそういったガイドラインですとかQ&Aとかそういったものは示されております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕との声あり)

●委員長 (住田清美)

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕との声あり)

●委員長 (住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第101号 飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

次に議案第101号、飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長 (藤井弘史)

それでは議案第101号についてご説明いたします。一番最後の要旨をごらんください。今回の改正の主旨でございますが、予防接種法施行令の改正に伴う改正及び季節性インフルエンザ予防接種における助成対象者を拡大するための改正でございます。内容につきまして、まず1点目でございます。助成対象任意予防接種の改正ということで、これまで本条例の規則にもとづきまして接種を希望する者に対し、市が助成していたロタウイルス感染症の予防接種につきまして、予防接種施行令が令和2年1月17日に改正されまして、定期の予防接種の対象疾病として同感染症が追加されたことによりまして、令和2年8月1日に出生した児は、当該予防接種を定期の予防接種として受けることになったため、当該予防接種を本条例における助成対象から削るものでございます。つまり任意予防接種のほうから定期に変わったということでございます。

それから2つ目でございます。助成対象非接種者の改正ということでございます。こちらのほうは、先般一般質問でもご答弁させていただきました。ご質問をいただきましたものでございまして、季節性インフルエンザの予防接種を受ける助成対象者を満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものから、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに拡大するものでございます。施行日につきましては、令和2年10月1日でございます。説明は以上です。

●委員長 (住田清美)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員 (籠山恵美子)

とてもありがたい制度だと思いますけれども、この冊子でつくられている、いろんな福祉制度ですと、この4月のあたりに支給されたガイドブックみたいなものを見ると、高校生程度みたいなアンダーラインが引いてありますが、それを今度改めて18歳とい

うふうに変わるということですよ。つまり、中卒で働いている人でも18歳までなら対象になるという受け止め方でいいんですよ。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民保健課長（花岡知巳）

そのとおりでございます。

○委員（籠山恵美子）

子どもの医療費の無料制度と同じくらい改善されてきたのかなと思いますけれども、ただ子どもの窓口医療は、15歳以上ですと償還払いですよ。やはり、ご本人の自覚も促しながらという考え方ですよ。これはどういうふうになりますか。インフルエンザの予防接種は。もう最初から窓口で割引されたような料金を払えばいいということですか。私たち65歳以上のように。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民保健課長（花岡知巳）

接種した医療機関のほうで、2,200円を除いた分をお支払いいただいて、2,200円は医療機関から市のほうへ請求がくるということで償還払いではございません。予防接種については。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第102号 飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第102号、飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第102号についてご説明をいたします。要旨をごらんください。一番裏面になります。今回の改正でございますけれども、国の法令改正に伴う改正でございます。主な改正内容といたしましては、下に項目がございます。

まず1つ目といたしましては、3歳以上児の利用者負担金の無償化について規定するもの。2つ目といたしましては、食事の提供に要する費用の取り扱いを規定するもの。3つ目といたしましては、認可外保育施設、一時預かり事業など子育てのための支援施設等の運営基準を新たに規定するもの。4つ目といたしましては、用語の整理でございます。施行日は、公布の日でございます。よろしく申し上げます。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川文博）

基本的なことなんですけれども、この表題にある「飛騨市特定教育・保育施設」と書いてある、この特定というのは何を指しているのですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□子育て応援課長（今村安志）

特定教育というところがございますけれども、飛騨市が認めたというところ、認定したというところになります。特定教育というところでは、幼稚園、保育施設というところでは、保育園ということになっております。また、特定地域型の保育事業というところでは、小規模保育また家庭内保育・事業所内保育・居宅保育というところになっておりますのでお願いいたします。

○委員（前川文博）

そうしますと、今飛騨市内の対象施設というのは何箇所ぐらいになりますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□子育て応援課長（今村安志）

現在ありますのは、8カ所でございます。民間の保育所、そして公立の保育園というところがございます。

●委員長（住田清美）

ほか、質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

よって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました9案件の審査が終了いたしました。

ここで、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました9案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

異議なしと認めます。よって委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

◆閉会

●委員長（住田清美）

以上をもちまして、第11回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前11時19分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長

住田清美